

訪問看護ステーション えん 料金表（介護保険の場合）

訪問看護利用料

① 介護保険内(1割負担):(基本単位×10%負担)

サービス内容		円/回	備 考
20分未満※		311円/回	※週に1回以上、20分以上の看護師による訪問を行っている場合に算定します。
30分未満		467円/回	
30分以上1時間未満		816円/回	
1時間以上1時間30分未満		1,118円/回	
早朝・夜間加算 基本単位の25%増			
深夜加算 基本単位の50%増			※計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
緊急時訪問看護加算※		540円/月	
特別管理加算(Ⅰ)		500円/月	
特別管理加算(Ⅱ)		250円/月	
長時間訪問看護加算 (特別管理加算を算定する利用者)		300円/回	
退院時共同指導加算		600円/回	
初回加算		300円/回	
看護・介護職員連携強化加算		250円/回	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254円/回	
	30分以上	402円/回	
ターミナルケア加算		2,000円/回	
サービス提供体制強化加算		6円/回	

介護保険内(2割負担):(基本単位×20%負担)

サービス内容		円/回	備 考
20分未満※		622円/回	※週に1回以上、20分以上の看護師による訪問を行っている場合に算定します。
30分未満		934円/回	
30分以上1時間未満		1,632円/回	
1時間以上1時間30分未満		2,236円/回	
早朝・夜間加算 基本単位の25%増			
深夜加算 基本単位の50%増			※計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
緊急時訪問看護加算※		1,080円/月	
特別管理加算(Ⅰ)		1,000円/月	
特別管理加算(Ⅱ)		500円/月	
長時間訪問看護加算 (特別管理加算を算定する利用者)		600円/回	
退院時共同指導加算		1,200円/回	
初回加算		600円/回	
看護・介護職員連携強化加算		500円/回	

複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	508円/回	
	30分以上	804円/回	
ターミナルケア加算		4,000円/回	
サービス提供体制強化加算		12円/回	

◎利用料金の総合計端数は、切り捨てとなります。

准看護師の訪問看護は所定単位数の90/100算定となります。

◎紋別市は、離島や過疎等による理由で厚生労働大臣が定める特別地域となっているため、上記料金表(加算を除く)の15%の割増しとなります。

◎サービス提供時間:夜間とは18時～22時・早朝とは6時～8時・深夜とは22時～6時の提供時間のことです。

◎利用者負担額(1割又は2割)は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、要介護度別居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

◎緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。

② 介護保険給付とならない場合の利用料

サービス提供時間が、90分を超える場合(30分毎)	4,000円
---------------------------	--------

③その他の費用

訪問にかかる交通費	紋別市は不用
	その他の地域は、公共交通機関利用の実費相当額

○訪問看護ステーション えんの備品を貸し出す場合、貸出料金を頂く場合があります。

○パッド代、おむつ代など、実費相当料金を頂く場合があります。

○ご自宅でお亡くなりになられた際のエンゼルケア料は、10,000円となります。

④キャンセル料

◎利用者からのサービス利用の中止について、前日の午後5時までにご連絡いただき、予定されたサービスを変更・中止することができます。キャンセル料は発生しません。

◎やむを得ない事情による、当日のサービス変更・中止は、その都度ご相談させていただきますが、状況によりキャンセル料が発生する場合があります。

⑤利用料支払い方法

毎月、月初めに前月分の請求書をお渡しします。

◎利用者の指定郵便口座から自動振替の場合。

月初めにお渡しした請求書の金額を同月15日に振り替えとなります。

当該月の請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

◎現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、前月分の利用料を翌月10日頃までに訪問時に集金します。

集金時に領収証を発行いたします。